

令和2年4月20日

各指定生活介護事業所
各指定自立訓練事業所
各指定共同生活援助事業所
各指定施設入所支援事業所
管理者 様

奈良市福祉部
障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る利用者の居宅等での通所サービスの臨時的な取扱いについて

平素より、本市における障害福祉行政の推進にご協力を賜りありがとうございます。

標題につきまして、今後の取扱いについて以下のとおりとしますので、ご理解ご協力をお願い致します。

※なお、就労系通所(就労移行支援・就労継続支援)については、「平成19年4月2日付厚生労働省通知 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」の取扱いを基本とし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本人の希望があれば在宅利用及び柔軟な取扱いを認めていますので、必要時お問い合わせください。

記

1. 対象事業 生活介護事業
自立訓練事業(生活訓練、機能訓練)
共同生活援助事業
施設入所支援事業
2. 対象者 奈良市が支給決定している対象事業利用者が居宅等での在宅利用を希望する者
3. 対応内容 別紙
4. 適応期間 令和2年4月～当面の間
※適応期間については、今後の状況に応じて変更される場合があります。
5. 別添資料 申立書様式

(提出先・問い合わせ先)
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市福祉部障がい福祉課 生活支援係
TEL:0742-34-4593 FAX:0742-34-5080

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る利用者の居宅等での通所サービス等の臨時的な取扱い

対象事業	方法や支援内容	奈良市が求める要件
在宅利用が本来想定されていないサービス (生活介護) (自立訓練) (共同生活援助) (施設入所支援)	○方法 訪問や電話等 ○支援内容 ・自宅の問題が生じていないかの確認 ・利用者の健康管理 ・サービス種別に応じた本人に必要な支援の提供 ・今般の状況が落ち着いた後スムーズに通所が再開できるようなサポート ・在宅利用者の支援にあたり、1日2回以上の連絡、助言又は進捗状況等の確認等のその他の支援が行われるように努め、在宅利用中の支援記録が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望に応じ、1日2回を超えた対応も行うよう努めること ・緊急時の対応ができること ・利用者が在宅利用中に相談、作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること	○提出書類 ①本人申立書 ②在宅利用に関する個別支援計画書に相当するもの(事前事後は問わないが、本人等の同意を得られていること) また、必要に応じて、在宅利用者への支援記録を提出していただく場合があるので、日々の支援記録を事業者にて保管すること。 ※共同生活援助や施設入所支援については、利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得るとともに、家族の支援等により自宅での受入れが可能であることを確認すること。